



アラブ首長国連邦:

COVID-19 に対する改正措置:

**消毒作業、営業時間、及び最新の違反・罰
金リスト**

(2020年5月20日時点)

※ 本書は、2020年5月20日時点の情報に基づいて執筆しております。なお、本書は Afride & Angell Legal Consultants のチャールズ・ラウバック氏と粕谷佳南氏により執筆されたものを、和訳したものです。(原典：http://afриди-angell.com/knowledge_detail.php?ids=464)

タイミング

2020年5月18日、アラブ首長国連邦政府は、2020年5月20日から有効となる以下の内容を発表した。

- ・ 国家消毒プログラムは、(午後10時ではなく)午後8時から翌朝6時までの間実施される。
- ・ 精肉店、製粉所やカフェの営業時間は午前6時から午後8時までとする。
- ・ 商業施設やモールは、午前9時から午後7時まで営業する(新たな営業時間は、イード後に発表される)。60歳以上の高齢者と12歳未満の子どもは、引き続き、これらの施設への立ち入りを拒否される。

本プログラムの期間中、小売店、協同組合、食料品店、スーパーマーケット及び薬局は、週7日、24時間営業のままである。

違反・罰金一覧

2020年5月18日、検察の国家緊急危機管理局は、当初2020年決議第38号で規定されていた違反及び罰金の最新リストを発表した。変更は、2020年5月18日から有効となる。

以下のリストは、2020年決議第38号における通し番号に従っている。一部の違反と罰金内容には変更はなく、その他は改正のうえ、新たな内容が導入されている。参照しやすくするため、新規の変更・追加点は下線付きで記載している。

2020年決議第38号に基づく違反・罰金一覧は、[2020年3月29日付のニュースレター](#)に掲載されている。

No.	違反	罰金
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制入院の指示に従わなかった場合 	AED 50,000
2*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅隔離の指示に従わなかった場合 	AED 50,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>民間の検疫施設における隔離指示、又は再検査指示に従わなかった場合</u> 	<u>AED 50,000</u>
2-2*	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>アプリをインストールしない、又は自宅隔離のための電子追跡デバイスを携帯しなかった場合</u> ・ <u>自宅隔離用の電子追跡デバイスを破棄、紛失又はネットワークを中断させた場合</u> 	<u>AED 10,000</u> 紛失・破損した場合は、電子機器の費用も負担する

	<ul style="list-style-type: none"> • <u>アプリ又は電子追跡デバイスのプログラムをハッキング、破壊、削除、損傷又は変更した場合</u> • <u>アプリ又は電子追跡デバイス上のデータ、情報を不正に取得した場合</u> 	<p>AED 20,000</p> <p>加えて、全ての損害費用を負担する</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • <u>電子追跡デバイスの紛失、損傷、又は不具合の発生後24時間以内に、容認できる事情なくコンタクトセンターへ通知しなかった場合</u> 	<p>AED 10,000</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> • <u>教育機関、映画館、ジム、ナイトクラブ、商業施設、屋外市場、公園、娯楽施設、カフェ、ショッピングモール、小売店、ガーデン、ビーチ、公共スイミングプール、ホテルのスイミングプール、レストランの閉鎖・営業時間に違反した場合</u> • 指示に従わずそれらの施設で来訪を受け入れた場合 	<p>ショッピングセンターのオーナーに対してAED 50,000の罰金、及び1ヶ月間の施設閉鎖</p> <p>ショッピングセンター外の小売店オーナーに対してAED 5,000の罰金</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • <u>上述の施設において、熱検査カメラの設置を怠った場合、又は関係当局の要請するその他予防措置を講じなかった場合</u> 	<p>AED 20,000</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • <u>クルーズの一時休業指示に従わなかった場合</u> • <u>クルーズの運航を再開する際、関係当局が課す手続又は措置に違反した場合</u> 	<p>AED 10,000</p>
4.	<ul style="list-style-type: none"> • <u>集会、会議、公私の祝賀会、及び、公共の場、私農園や農業地で集会やそれに参加した場合</u> 	<p>招待者・主催者にはAED 10,000、参加者にはAED 5,000。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> • <u>感染国からUAEに入国した者が保険予防省の措置に違反した場合</u> 	<p>AED 5,000(以前はAED 2,000)</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> • <u>一時閉鎖されていない市場、道路、及びその他の公共の場所の規制に関して適切な健康対策を講じなかった場合</u> • <u>仮設構造物の撤去命令、又は何らかの病原体に汚染された若しくは汚染される可能性があると思なされ消毒できない商品、衣類その他物品の処分命令に従わなかった場合</u> 	<p>AED 3,000</p>

	<p>(認定された保健所に適用される)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象者のデータを関係当局に報告しなかった場合 	<u>AED 20,000</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 関係当局の指示に従って施設内の機器、装置、機械を清掃・滅菌することを怠った場合 	<u>AED 5,000</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内又は共同住宅内において、労働者の清潔さ及び個人の衛生慣行に関する関係当局の指示に違反した場合 	<u>AED 1,000</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質(洗浄、消毒、滅菌目的)又はその他の物質を関係当局の指示に従って使用しなかった場合 	<u>AED 1,000</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 関係当局の決定及び指示に従って、健康・安全の維持、伝染病のまん延防止に努めることを怠った場合 	<u>AED 2,000</u>
7	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊船の乗組員に対する予防措置を怠った場合 	AED 10,000
8	<p>(2020年決議第38号に基づく当該罰金は取り消された)</p>	
9	<ul style="list-style-type: none"> 伝染病により死亡した者の遺体の埋葬又は搬送に関して、伝染病予防法施行規則の規定に違反した場合 	<u>AED 5,000 (以前はAED 3,000)</u>

10	<ul style="list-style-type: none"> 3人以上の乗車定員を超えた場合(同一家族又は2親等の親族の場合はこの限りではない) 	<p>ドライバーに対してAED 3,000 (以前はAED 1,000)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 許可されている目的並びに、健康及び安全に関する規則に違反して、商品、物品などを輸送するために車を使用した場合 	<p>AED 5,000の罰金、及び1ヶ月間の車両没収</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> 屋内公共施設、ショッピングセンター、公共交通機関、混み合った公共の場所、交通量の多い場所、又は私有車内で、医療用マスク又は布地のマスクを着用しなかった場合 	<p>AED 3,000 (以前はAED 10,000)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 会社、勤務場所、住居で、医療用又は布地のマスクを着用しなかった場合 	<p>雇用主、会社、事業所又は居住施設の所有者に対してAED 5,000 従業員に対してAED 500</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 個人間で安全な距離を守らなかった場合 	<p>AED 3,000 (以前はAED 10,000)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 事業所、カフェ、レストラン、ビーチ、ジム、公共のスイミングプール、ホテル内のスイミングプールにおいて、ソーシャルディスタンスの保持に必要な措置を講じず、密集・混雑を容認した場合 	<p>当該施設の所有者に対してAED 5,000</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 関係当局が課す予防措置に違反して、運動、野外又はホテルのビーチでのスポーツ、レクリエーション活動への参加、ウォーキング若しくは庭又は公共の場所での集会を行った場合 	<p>AED 3,000</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 施設、商業施設又は勤務場所内で許容される最大の従業員数を超えた場合 	<p>会社又は事業所の所有者に対してAED 3,000</p>

12	<ul style="list-style-type: none"> 公的及び私的な交通手段において、殺菌消毒を怠った場合 	<p>会社又は事業所のマネージャーに対してAED 5,000</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> 指示された場合以外で保健施設に行った場合 	<p>AED 1,000</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> 求められた健康診断を拒否した場合 	<p>AED 5,000</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <u>正当な理由なく、2週間以内に認定保健所でコロナウイルスの検査を再度受けた場合</u> 	<p><u>AED 1,000</u></p>
15	<ul style="list-style-type: none"> <u>食糧・医薬品の購入、健康上の緊急事態以外の理由で、関係当局が発表した自宅待機時間に外出又は移動した場合</u> (政府及び民間の保健施設内で働く医療、技術、事務職員を含む、自宅待機時間中の移動を許可された重要セクターにおける従業員を除く) 	<p><u>AED 3,000</u></p>
16	<ul style="list-style-type: none"> <u>労働者の首長国間移動の禁止に違反した場合(除外カテゴリーの労働者は対象外)</u> 	<p>会社や事業所の所有者、及び私有車の運転者に対してAED 10,000</p>
	<p>(除外カテゴリーの労働者に適用される)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>首長国間又は首長国内で労働者を移送する際に、関係当局によって決められた最大の乗員数(車両に乗れる人数の半分)を超過した場合</u> <u>マスクを着用しなかった場合、車からの乗降時にソーシャルディスタンスを保たなかった場合</u> 	<p>会社又は事業所の所有者に対してAED 5,000</p> <p>従業員又は作業員に対してAED 500</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> <u>有償・無償を問わず、自宅、又は公的・私的な場所(直接接触あり)で個人的なレッスンを行った場合</u> 	<p>個人的なレッスンを提供、計画、仲介した者に対してAED 30,000</p> <p>個人的なレッスンが行われた場所の所有者に対してAED 20,000</p>

18	<ul style="list-style-type: none"> • <u>検査を受け陽性となり、治療又は検査を受けている個人の健康データ又は情報を収集、複写、放送、開示、公表、送信又は流通させた場合</u> • <u>これらのデータ又は情報をキャンセル、削除、破棄、改ざんした場合</u> 	<p><u>AED 20,000</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> • <u>政府又は民間の保健機関によって承認された情報セキュリティ基準に違反した場合</u> 	<p><u>AED 5,000</u></p>

第 2 条及び第 2 条の 2 の違反者(上記アスタリスク(*)が付されている箇所)は、検察の緊急・危機・災害検察部に送致され、国家緊急危機管理局の設置に関する 2011 年連邦法令第 2 条第 40 条に基づき、刑事上の罪に問われる。その罪の罰則は、6 カ月以下の禁固若しくは AED 100,000 以下の罰金、又はこれらの併科である。

司法長官は、必要に応じて、違反者の写真と名前のメディアソースへの公表を命じる権利を有する。

